

# 最近の不正薬物等の密輸動向と 水際取締りの強化について

関税局調査課  
課長補佐 吾住 亨

## はじめに

近年、経済・社会のグローバル化・ボーダレス化の進展を背景として、国際的な物流や人的交流が拡大する中で、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速通関への要請がますます強まっている。その一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の青少年層への浸透やけん銃発砲事件の発生などが大きな社会問題となっている。特に、不正薬物については、昭和20年代後半、昭和50年代後半に続き、現在は、第三次覚せい剤乱用期にあるとの認識の下、平成15年7月、この第三次覚せい剤乱用期の早期終息に向け、内閣総理大臣を長とする薬物乱用防止対策推進本部において「薬物乱用防止新五か年戦略」等が策定された。関税局・税関においても、不正薬物等の国内流入の阻止を最重要課題の一つとして位置づけ、関係機関とも連携しつつ、水際における取締りを強化しているところである。

さらに、不正薬物等に加え、偽ブランド品等の知的財産侵害物品、ワシントン条約により国際取引が規制されている象牙、ワニ等の絶滅のおそれのある動植物及びその製品の密輸入や盗難自動車、大量破壊兵器等関連物資の不正輸出に対しても、積極的な水際取締りを実施しているところである。

こうした関税局・税関の水際取締りに関し、先般、「平成18年の税関における密輸事犯の摘発状況等について」を公表したことから、本稿

では、その内容等について紹介する。

## 1. 不正薬物等の密輸動向について

### (1) 密輸摘発実績の概要

平成18年の税関における主な不正薬物の密輸入事犯の摘発は、378件（対前年比11%増）となっており、特に覚せい剤は過去2番目となる82件（対前年比148%）を記録したほか、あへんについては、1回当たりの押収量として過去最高となる約15キロ等の摘発があった。押収量で見れば、覚せい剤・大麻等（MDMA等・向精神薬の錠剤型薬物を除く不正薬物をいう。以下同じ。）が377キロ（対前年比44%減）、錠剤型薬物であるMDMA等・向精神薬が14万2千錠（対前年比43%減）となっており、商業貨物からの摘発であっても1回当たりの押収量が10数キロにとどまるなど、全体として小口・分散化の傾向が見られた。密輸の手口としては、航空機旅客や船舶の旅客・乗組員による身体への巻き付けや国際郵便物への隠匿などのほか、覚せい剤を溶液化してバスタオルに染み込ませるといった新たな隠匿方法も見られるなど、多様化している。

銃砲の摘発については、4件（対前年比100%増）、15丁（対前年比275%増）となっている。

### (2) 密輸事犯の特徴

昨年不正薬物の密輸事犯の特徴としては、覚せい剤の摘発件数が下半期に急増し、平成16

年（103件）に次いで過去2番目となる82件を記録したこと、他方で、押収量は、一昨年に比べると、大麻が約3分の1、MDMA等錠剤型合成麻薬が約半分の水準に減少したことなどが挙げられる。

このうち、我が国で最も乱用されている覚せい剤の密輸ルートについては、依然として中国を仕出地とする密輸事犯の摘発が大方（約86キロ、62%）を占めているが、昨年は、一昨年の実績に比べ、カナダ（約24キロ、17%）、マレーシア（約13キロ、9%）を仕出地とする密輸事犯が増加した。かつて、覚せい剤の密輸ルート・手口といえば、台湾、中国及び北朝鮮といった近隣諸国から漁船等で運搬し、洋上にて受け渡しを行う、いわゆる瀬取りによる密輸入事

犯が相次いでいた。また、昨年、警察等の関係機関と共同調査を実施した、平成14年に鳥取県の海岸に大量の覚せい剤が漂着した事件についても、当該覚せい剤が北朝鮮籍船舶から洋上に投棄されたものであり、これを暴力団組織が瀬取りによって受領し密輸入しようとしていたことが判明し、犯行に関与した暴力団組長ら8名を告発したところである。このため、当時は、仕出地不明として計上していた上記覚せい剤約237キロを北朝鮮仕出として計上すると、瀬取りが相次いだ平成10年から平成14年までの5年間において、覚せい剤密輸事犯における密輸押収量の全体の約5割が中国、約4割が北朝鮮仕出となり、この2か国で約9割以上を占めていたことになる。

【主な社会悪物品の密輸摘発実績】

種類		年						前年比
		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年		
覚せい剤	件	20	76	103	33	82	248%	
	kg	408	327	385	88	140	159%	
大麻	件	276	355	314	243	195	80%	
	kg	476	766	888	588	196	33%	
大麻草	件	191	233	242	178	136	76%	
	kg	261	436	597	385	130	34%	
大麻樹脂	件	85	122	72	65	59	91%	
	kg	215	330	291	203	66	33%	
ヘロイン	件	15	9	3	3	3	100%	
	kg	19	5	0	0	2	1806%	
コカイン	件	12	11	19	5	12	240%	
	kg	14	0	83	2	7	415%	
あへん	件	3	2	6	3	6	200%	
	kg	2	4	1	0	27	6669%	
MDMA等	件	35	43	54	25	30	120%	
	千錠	172	368	401	234	115	49%	
向精神薬	件	89	58	63	28	50	179%	
	千錠	60	16	27	15	27	184%	
合計	件	450	554	562	340	378	111%	
	kg	918	1,104	1,358	679	377	56%	
	千錠	233	385	429	249	142	57%	
銃砲	件	8	9	4	2	4	200%	
	丁	13	12	5	4	15	375%	
銃砲部品	件	3	7	1	0	2	全増	
	点	4	13	1	0	3	全増	

なお、我が国で押収される不正薬物のほとんどが外国から密輸されていることにかんがみれば、国内へ流入する前に水際で阻止することが最も効果的な取締り方法である。平成13年から平成17年までの5年間に国内で押収された不正薬物の総量に占める密輸押収量の割合を見ると、覚せい剤が約74%、大麻が約84%、麻薬類が約85%を占めるなど、高い水準にあり、水際における密輸取締りの重要性を裏付けることができる。

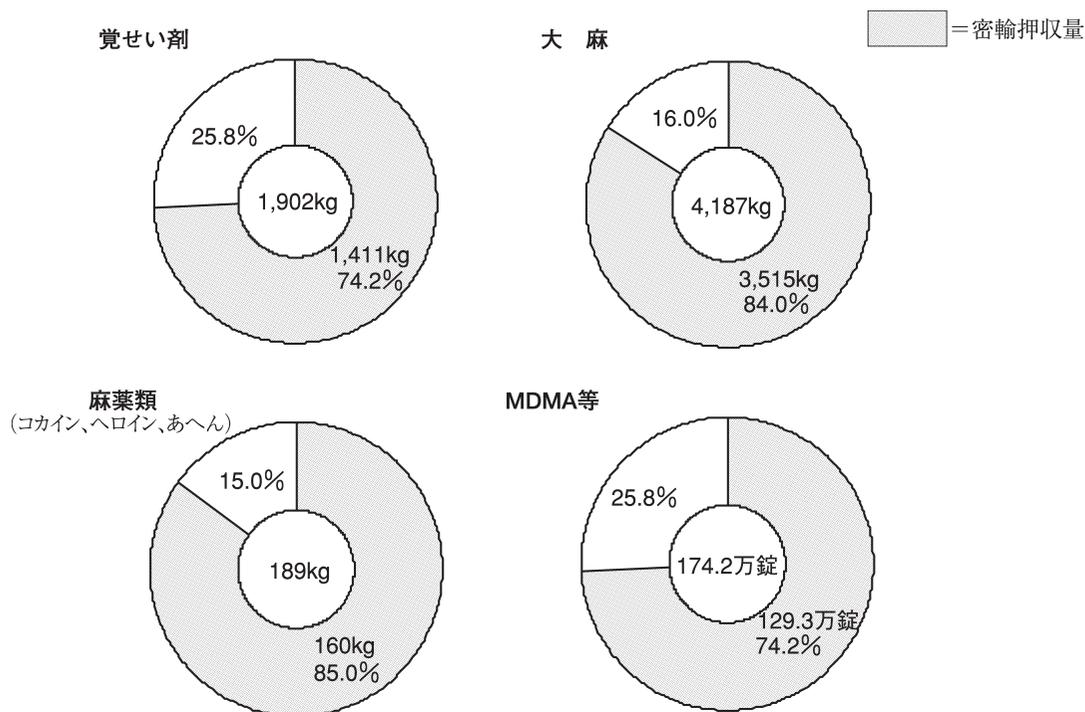
## 2. その他の密輸動向等について

関税法における「輸入してはならない貨物」には、不正薬物等と並んで偽ブランド品といった知的財産侵害物品、偽造クレジットカード・通貨や児童ポルノ等も規定されており、その対

象品目は年々拡大してきている。最近では、昨年6月から、輸入してはならない貨物に加え、輸出してはならない貨物として、覚せい剤などの不正薬物をはじめ、児童ポルノ及び知的財産侵害物品をその対象とした。また、本年6月から、生物テロに使用されるおそれの高い病原体等を輸入してはならない貨物に追加したところである。

昨年中に告発した主な不正輸出入事犯としては、特許権及び商標権を侵害する偽造バイアグラの密輸入事犯を告発したほか、核開発に用いられるおそれがあることから、外為法上の輸出許可が必要とされる三次元測定機について、その精度を低く偽って税関に申告し、不正に輸出した事犯を虚偽申告罪として告発した事例などが挙げられる。

国内押収量全体に占める密輸押収量の割合（平成13～17年累計）



また、税関では輸入貨物に係る関税・消費税等の適正な賦課・徴収に努めており、偽りその他不正の行為により、これら関税・消費税等の納付を免れた、ほ脱事犯については、厳正に対処しているところである。

昨年中に告発した主なほ脱事犯としては、過去最高のほ脱税額（約119億円）を記録した豚肉に係る差額関税制度を悪用した関税ほ脱事犯などが挙げられる。

### 3. 税関における水際取締りの強化

このように、税関における取締対象の範囲を

順次拡大してきたところであるが、さらに、限られた人員の下で、効果的かつ効率的な水際取締りを実施するため、①情報収集・分析の強化、②検査・取締機器の増配備、③関係機関との連携強化等、に努めている。また、昨年7月には、税関における水際取締りと関税等の賦課徴収を一層適正に実施していくため、税関の部の再編を行ったほか、平成19年度関税改正においては、最近の深刻化する社会悪事犯への対応や北朝鮮対策等に係る厳格な法執行を図る観点から、以下のとおり、税関の関的な取締り全般に係る罰則水準の引上げを行ったところである。

【平成19年度関税改正における罰則水準の主な引き上げの内容】

法条	罪の名称	主な引き上げの内容（懲役刑）
第108条の4	輸出してはならない貨物を輸出する罪	5年以下の懲役⇒7年以下の懲役
第109条	輸入してはならない貨物を輸入する罪	5年以下の懲役⇒7年以下の懲役
第111条 (第113条の3)	無許可輸出入罪 虚偽申告罪	3年以下の懲役 1年以下の懲役 ⇒ 5年以下の懲役
第114条他	検査拒否、入港届の虚偽届出等	1年以下の懲役（新設）

（注1）予備罪の罰則水準は据え置き。

（注2）施行は平成19年6月1日。

### おわりに

これまで、不正薬物等の密輸動向や税関における密輸取締り強化に向けた主な対策などについて簡単に紹介してきたが、関税局・税関においては、従来から、適正な通関を確保するとともに、国際競争力の強化等のため、迅速かつ円滑な通関の実現を図ってきたところである。

また、国際的には、2001年に米国で発生した同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化に向けた取組みがなされてきており、関税局・税関においても、輸出入者のコンプライアンスに着目した制度として、貨物を国内に引き

取った後に納税申告を行うことができる簡易申告制度や、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告等ができる特定輸出申告制度を導入・改善するなど、セキュリティ確保と国際物流の高度化に対応した税関手続の実現に向けた施策を実施してきたところである。

今後とも、円滑な国際物流と人の往来を阻害することのないよう配慮しつつ、関係業界や国民の方々からの情報収集を強化し、また、警察や海上保安庁等の取締関係機関との連携等を通じて、水際での効果的かつ効率的な密輸取締り強化に努めていくこととしている。

### 〔事例1〕 海上コンテナ貨物に隠匿して密輸入しようとした覚せい剤を摘発

平成18年11月、横浜税関は、中国から横浜港に到着した海上コンテナ貨物（品名：塩蔵わらび）の輸入検査において、塩蔵わらび入りプラスチックドラム缶内に隠匿していた覚せい剤約14キロを摘発しました。



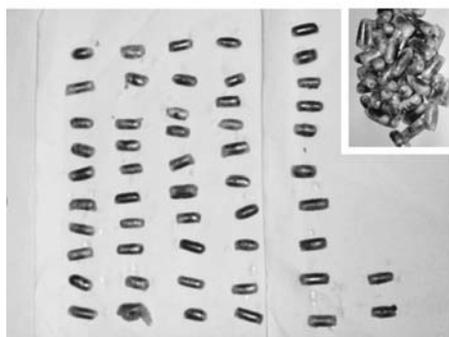
### 〔事例2〕 航空機旅客がバスタオルに染み込ませて密輸入しようとした覚せい剤を摘発

平成18年12月、門司税関は、中国から福岡空港に帰国した日本人男性の携帯品検査において、バスタオルに染み込ませて隠匿していた覚せい剤約3キロを摘発しました。



### 〔事例3〕 航空機旅客が体内に飲み込んで密輸入しようとした大麻樹脂を摘発

平成18年2月、東京税関は、インドから成田空港に帰国した日本人男性の携帯品検査において、体内に飲み込んで隠匿していた大麻樹脂約0.5キロを摘発しました。



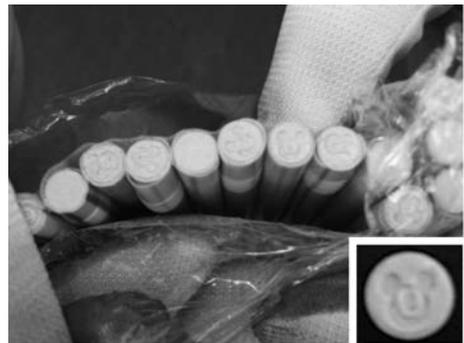
### 〔事例4〕 航空機旅客が携帯品内に隠匿して密輸入しようとした大量の大麻樹脂を摘発

平成18年3月、門司税関は、香港から福岡空港に帰国した日本人男性3名の携帯品検査において、キャリーバッグ等に収納していた中国茶箱内に隠匿していた大麻樹脂約10キロを摘発しました。



**[事例5] 航空通常郵便物に隠匿して密輸入しようとしたMDMAを摘発**

平成18年4月、東京税関は、オランダから成田国際空港郵便局に到着した航空通常郵便物4個の輸入検査において、ストロー内に敷き詰めて隠匿していたMDMA約2,500錠を摘発しました。



**[事例6] 航空小包郵便物に隠匿して密輸入しようとしたコカインを摘発**

平成18年7月、東京税関は、ナイジェリアから東京国際郵便局に到着した航空小包郵便物の輸入検査において、椰子の実に隠匿していたコカイン約0.5キロを摘発しました。



**[事例7] 航空機旅客が携帯品内に隠匿して密輸入しようとしたあへんを摘発**

平成18年9月、東京税関は、トルコから成田空港に入国したトルコ人男性の携帯品検査において、スーツケース上下蓋部分を二重工作して隠匿していたあへん約15キロを摘発しました。



**[事例8] 航空機旅客が体内に飲み込んで密輸入しようとしたコカインを摘発**

平成18年10月、東京税関は、アメリカから成田空港に入国したアメリカ人男性の携帯品検査において、体内に飲み込んで隠匿していたコカイン約1キロを摘発しました。



**[事例9] 船舶乗組員及び暴力団関係者  
らが密輸入しようとしたけん銃及び爆  
薬等を摘発**

平成18年1月、東京及び横浜税関は、関係機関との連携の下で、フィリピンから横浜港に入港接岸したフィリピン籍船舶のフィリピン人乗組員2名及び暴力団関係者らが、同船から陸揚げして密輸入しようとしたけん銃11丁、実包220個、爆薬6本及び大麻草約5キロ等を摘発しました。



**[事例10] 航空小口急送貨物に隠匿して  
密輸入しようとしたけん銃等を摘発**

平成18年4月、大阪税関は、米国から関西空港に到着した航空小口急送貨物（品名：金属製おもちゃ等）の輸入検査において、箱内等に隠匿していたけん銃1丁及び銃用雷管191個を摘発しました。



**平成14年に鳥取県に漂着した大量の覚せい剤密輸入事犯を告発**

平成14年11月及び同年12月、神戸税関は、警察から鳥取県西伯郡名和町及び同郡大山町の海岸に覚せい剤らしきものが漂着しているとの通報を受けました。その後、東京税関が、神戸税関や他の関係機関と共同調査を実施し、これらの漂着物が北朝鮮籍船舶から投棄された覚せい剤約237キロであること、また、同年6月及び10月に同様の密輸事犯が発生していたことも判明。平成18年8月、これらの覚せい剤を瀬取りにて受領し密輸入しようとした暴力団組長ら8名を告発しました。

